

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○包括外部監査契約の締結	(行政経営推進課)	一
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	一
○農地中間管理機構の事業の特例に関する規程の変更の承認	(農業振興課)	二
○農用地利用配分計画の認可の申請	(同)	二
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村振興課)	二
○林業種苗生産事業者の登録	(森林整備課)	二
○保安林の指定の解除の予定	(同)	三
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産業振興課)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	三
○土地改良区の定款変更の認可	(北部地方振興事務所)	三
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	三
選挙管理委員会		
○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示		四
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		四
○政治資金規正法第十七条第二項の適用を受ける団体		五
○政治団体の届出		五
○政治団体の届出事項の異動届		六
○政治団体の解散届		七
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)		八
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)		九

ページ

告 示

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)
○資金管理団体の指定取消し等の届出
監査委員
○定期監査結果に対する措置の公表

一 二
一 四
一 四

○宮城県告示第四百二十三号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので告示する。
平成二十八年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 包括外部監査契約の期間の始期
平成二十八年四月五日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
小池 伸城

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払

○宮城県告示第四百二十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十八年 六月七日	加美町宮崎	午前十時半から 正午まで	加美町役場宮崎支所
同 六月八日	加美町小野田	午前十時半から 正午まで	加美町小野田コミュニティセンター

六月九日	同	加美町	中 新 田	午前十時半から 午後二時半まで	加美町中新田公民館
六月十四日	同	気仙沼市	大 島	午後一時半から 午後三時半まで	気仙沼市大島公民館
六月十五日	同	気仙沼市	新月・気仙沼	午前九時から 午後四時まで	気仙沼市民健康管理センター 「すこやか」
六月十六日	同	気仙沼市	階上・面瀬・岩	午前九時から 午後四時まで	気仙沼市松岩公民館
六月十七日	同	気仙沼市	唐桑・中井・木原	午前九時から 午後二時まで	気仙沼市唐桑総合支所
六月二十一日	同	気仙沼市	大 谷	午後一時から 午後四時まで	気仙沼市大谷公民館
六月二十二日	同	気仙沼市	気仙沼・鹿折	午前九時から 午後四時まで	気仙沼市民会館
六月二十三日	同	気仙沼市	魚市場周辺	午前九時から 午後四時まで	気仙沼市魚市場
六月二十四日	同	気仙沼市	小泉・津谷	午前九時から 午後二時まで	気仙沼市本吉総合体育館
六月二十八日	同	色 麻 町	全 域	午前十時半から 午後二時半まで	色麻町役場車庫

○宮城県告示第四百二十四号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第九条第二項で準用する第八条第三項の規定により、次のとおり農地中間管理機構の事業の特例に関する規程の変更を承認した。

平成二十八年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農地中間管理機構の事業の特例事業を行う者の名称及び住所
公益社団法人みやぎ農業振興公社
仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号
- 二 農地中間管理機構の事業の特例事業の実施地域
宮城県における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）の区域
- 三 農地中間管理機構の事業の特例事業の種類
 - 1 農地売買等事業（法第七条第一号に規定する事業をいう。）
 - 2 農地売渡信託等事業（法第七条第二号に規定する事業をいう。）

- 3 農地所有適格法人出資育成事業（法第七条第三号に規定する事業をいう。）
 - 4 研修等事業（法第七条第四号に規定する事業をいう。）
- 四 承認年月日
平成二十八年四月一日

○宮城県告示第四百二十五号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十八年四月十九日から平成二十八年五月六日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり
- 二 申請年月日
平成二十八年四月六日
- 三 縦覧場所
宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第四百二十六号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十八年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
新井田南部	農地整備事業	平成二十八年三月二十五日

○宮城県告示第四百二十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成二十八年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び 所在地	登録年月日
宮城第二 百八十七 号	栗駒高原森林組合 栗原市栗駒桜田街道西 十一番地九十六	種 穂 苗木	栗駒高原森林組合 栗原市栗駒桜田街道 西十一番地九十六	平成二十八 年 四月十二日
宮城第二 百八十八 号	鬼首振興株式会社 大崎市鳴子温泉鬼首字 原三十五番地	種穂の採 種及び精 選	鬼首振興株式会社 大崎市鳴子温泉鬼首 字原三十五番地	平成二十八 年 四月十二日
		幼苗の育 成		
		幼苗以外 の苗木の 育成		
		幼苗の育 成		

○宮城県告示第四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢二二九の一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

○宮城県告示第四百二十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を平成二十八年四月十九日から平成二十八年五月三日まで縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名	
加入区	
漁船損害等補償法第百十三条 第一項の申出をする漁業協同 組合の名称	

本吉郡南三陸町歌津字板橋 五十三番地二 高橋 泰一	歌津町加入 区	宮城県漁業協同組合	石巻市開成一番二十 七
本吉郡南三陸町歌津字小沼 三十八番地一 及川 一志			

○宮城県告示第四百三十号

富谷町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・四・二百十三号 穀田三ノ関線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百三十一号

旧迫川右岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年四月十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十八年四月十九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高 橋 平 勝

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市堀内字北竹二百九番二
名取市堀内字北竹二百十番地
株式会社フクベイフーズ

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年四月十九日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市赤井字中浦十六番五十三
東松島市大塩字山崎六番地一 鷹来の森運動公園
応急仮設住宅 一―一号室
原 雅

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年四月十九日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市高柳字圭田二百五十一番一
名取市

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十九号
宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十八年四月十九日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示
宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一の項中「東北薬科大学病院」を「東北医科薬科大学病院」に改める。
附 則
この告示は、平成二十八年四月十九日から施行する。

○宮選管告示第五十号
平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。
平成二十八年四月十九日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

- 中山熊野堂応急仮設住宅集会所の項の次に次のように加える。
- 高城避難所 宮城県松島町高城字町東二二〇番地三
 - 明神地区コミュニティ消防センター 同 郡同 町高城字明神二、九番地
 - 松島町老人ほだまりの家 同 郡同 町手樽字元手樽四三番地の三
 - 松島町老人ふれあいの家 同 郡同 町高城字町一六四番地
 - 松島町老人ほほえみの家 同 郡同 町松島字普賢堂五四番地の一四
 - 手樽地域交流センター 同 郡同 町手樽字釜地前一番地一
 - 松島東部地域交流センター 同 郡同 町竹谷字鷹ヶ沢七番地二
 - 松島町農村婦人の家 同 郡同 町幡谷字吉崎四六番地一
 - 品井沼農村環境改善センター 同 郡同 町幡谷字鹿渡二四番地一一
 - 垣ノ内集会場 同 郡同 町松島字普賢堂五四番地一四
 - 小石浜支館 同 郡同 町松島字小石浜二三番地三
 - 蛇ヶ崎集会所 同 郡同 町松島字蛇ヶ崎七番地二
 - 高城コミュニティセンター 同 郡同 町高城字町五〇番地一
 - 本郷ふれあいセンター 同 郡同 町高城字根崎二九番地
 - 婦命院避難所 同 郡同 町松島字小梨屋一五番地七九
 - 反町支館 同 郡同 町高城字反町一 八番地四
 - 華園集会場 同 郡同 町磯崎字華園一一三番地
 - 白萩避難所 同 郡同 町磯崎字白萩一六四番地一
 - 手樽防災センター 同 郡同 町手樽字早川東一四番地三

名籠支館	同	同	町手樽字梅ヶ沢三六番地二
古浦集会所	同	同	町手樽字七十里五九番地
三浦支館	同	同	町手樽字才ノ神三五番地
左坂支館	同	同	町手樽字左坂三三番地一
北小泉・下竹谷地区コミュニティセンター	同	同	町北小泉字芋沢七〇番地一
中出山集会場	同	同	町北小泉字境五九番地
滝ノ沢サブセンター	同	同	町北小泉字鴻ノ巣四九番地九
後小泉サブセンター	同	同	町北小泉字要害七五番地
蒲サブセンター	同	同	町竹谷字上前三〇番地一
大日向サブセンター	同	同	町竹谷字清水三番地一
中才サブセンター	同	同	町竹谷字中才二五番地
萱倉支館	同	同	町竹谷字萱倉一四番地二
上竹谷生活センター	同	同	町竹谷字沼前三四番地二
小ヶ谷支館	同	同	町幡谷字土屋沢七〇番地二
品井沼第二支館	同	同	町幡谷字前沖五七番地
中通支館	同	同	町幡谷字片蓋三五番地三
上幡谷生活センター	同	同	町幡谷字千刈田一〇番地
根廻分館	同	同	町根廻字桐田一五番地三
後根廻支館	同	同	町根廻字蒜沢二五番地
初原コミュニティセンター	同	同	町初原字的場二一番地一四
上初原支館	同	同	町初原字樋渡三一一番地二二
桜渡戸分館	同	同	町桜渡戸字土井下三四番地

○宮選管告示第五十一号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十八年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

阿部ひろのり後援会	小幡 豊次	鶴巻 勲	宮城県利府町森郷字町八
安藤仁哉後援会	安藤 信光	安藤 秋穂	大崎市岩出山下一栗字一本杉四八
板橋恵一後援会	設楽 三郎	板橋 新一	多賀城市笠神一―一二―三〇
一條光後援会	一條 陸郎	一條 光	加美郡加美町字上野目保室一六
伊藤新治郎後援会	鈴木 一蔵	伊藤新一郎	仙台市宮城野区蒲生字町八六一
大崎・誠実な市政をつくる市民の会	小原 茂	佐藤美智子	大崎市古川中沢堰端屋敷三
おおたき信子後援会	佐藤 義郎	宮野よしえ	栗原市築館下宮野岡田二―二三
大森秀一後援会	大森 純治	吉田日出男	石巻市桃生町榎崎字荒戸八一
小野寺淳一後援会	大沼 恭子	柴田 望未	仙台市宮城野区福室二―八―一―一一
小野寺俊朗後援会	小野寺俊朗	小野寺俊朗	気仙沼市東八幡前一―一五
さくち文博政経懇話会	菊地 文博	野口加代呼	仙台市宮城野区原町二―三―五七
さくち文博連合後援会	菊地 文博	野口加代呼	仙台市宮城野区原町二―三―五七
くまざわ孝雄後援会	熊澤 孝雄	猿田 啓子	仙台市太白区大谷地二―二二
佐々木金弥後援会	佐藤 春男	佐々木 昇	黒川郡大衡村大衡字尾西四〇―二
佐藤門哉後援会	塚本 繁	佐藤 良子	本吉郡南三陸町志津川字城場一三一
しかま英夫後援会	鈴木 ようこ後援会	鈴木 洋子	白石市小原字西二五―一
政治結社真志會	赤間 昌弘	赤間 昌弘	仙台市若林区荒井字矢取五三―三
大日本眞正會	伊藤 進	伊藤 進	塩竈市新浜町一―一五―七
高沢春光後援会	石沢 保	金塚 孝浩	刈田郡蔵王町大字円田字沢四八―二
高橋てるよし後援会	佐々木定義	高橋 貞行	黒川郡大郷町粕川字新三
高橋正俊後援会	佐藤 友理	高橋 英子	黒川郡富谷町成田五―一―一
中里亜土後援会	金田 正秀	中里 亜土	仙台市青葉区桜ヶ丘六丁目四一―三
橋本けいいち後援会	橋本 啓一	橋本 保男	仙台市泉区南中山三―一七―二
村上よしあき後援会	錫田 出	村上 善昭	塩竈市袖野田三―一―一一

○宮選管告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十八年四月十九日

宮城県選挙管理委員会

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
 委員長 伊 東 則 夫

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
木村しんいち後援会	佐々木秀子	木村真知子	角田市角田字町一七九一五	平成二十八年三月二十三日
全国LPガス政治連盟宮城県支部	小椋寺 宏	今野 良敬	仙台市青葉区本町三一五一二二	平成二十八年三月二十五日
地方自治を推進する会	沼倉 昭仁	佐藤 初雄	白石市大手町三一〇	平成二十八年三月三日

○宮選管告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
 平成二十八年四月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党たばこ販売支部	渡辺 初男	会計責任者の氏名	庄司 悟	佐藤 昇	平成二十八年一月三十一日
自由民主党宮城県とさわ会支部	内田 浩二	代表者の氏名	内田 浩二	吉田 幸一	平成二十七年七月十五日
自由民主党宮城県仙台市太白区第一支部	佐々木 心	主たる事務所の所在地	仙台市太白区八本松一―一五―一五	仙台市太白区長町六―一五―一五	平成二十七年九月一日
自由民主党宮城県食育流通支部	小田桐道洋	代表者の氏名	小田桐道洋	今野 巳吉	平成二十八年二月十五日
自由民主党宮城県角田市伊具郡第一支部	長谷川洋一	会計責任者の氏名	長谷川玲子	佐藤 秀文	平成二十八年二月一日
(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）					
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
相沢和紀と市政をつくる会	石黒 康二	代表者の氏名	石黒 康二	相澤 信男	平成二十七年六月二十八日

相沢和紀と市政をつくる会	石黒 康二	代表者の氏名	石黒 康二	相澤 信男	平成二十七年六月二十八日
あべまさきを囲む会	宮内 弘晶	代表者の氏名	宮内 弘晶	高嶋 啓佑	平成二十八年二月一日
石巻福祉環境政策研究会	杉山 裕之	代表者の氏名	磐井 徹	本田 充史	平成二十八年三月二十四日
氏家英人「登米三九会」	氏家 英人	代表者の氏名	登米市迫町佐佐字南元丁三八―一	登米市迫町佐佐字南元丁三九―二	平成二十七年六月一日
大泉のり子後援会	佐々木常夫	代表者の氏名	名取市名取が丘二―五―四	名取市名取が丘五―二―六	平成二十八年三月二十四日
小野やすひろ本村上後援会	加藤 芳雄	代表者の氏名	加藤 芳雄	伊深 克己	平成二十八年三月二十日
柏佑整後援会	佐藤 公一	代表者の氏名	塩竈市清水沢一―五―一五	塩竈市新浜町三―二―三―一六	平成二十八年三月二十九日
幸福実現党仙台南後援会	細川三紀夫	代表者の氏名	山村由美子	松島 崇	平成二十七年十二月三十日
坂本義也後援会	坂本 義也	代表者の氏名	坂本 義也	荒川 永治	平成二十七年三月十日
佐々木心後援会	長田 和彦	代表者の氏名	仙台市太白区八本松一―一五―一五	仙台市太白区長町六―一五―一五	平成二十七年九月一日
佐々木哲男後援会	瀬野尾廣治	代表者の氏名	瀬野尾廣治	村上 武男	平成二十七年十二月十九日
菅原福治後援会	菅原 祝子	代表者の氏名	菅原 祝子	神林 春昌	平成二十八年三月三十日
鈴木勇治後援会	鈴木 勇治	代表者の氏名	鈴木 公至	佐藤 勝	平成二十八年一月一日
地域政党富谷町民党	伊藤 嘉樹	代表者の氏名	伊藤 嘉樹	相澤 嘉樹	平成二十八年一月十日
「地域に活力と笑顔を」すどう哲後援会	上田万作一	代表者の氏名	上田万作一	目黒 弘	平成二十八年二月十一日
ちばまさよし後援会	阿部 稲雄	代表者の氏名	石巻市北境字上待井五二―一	石巻市大門町三丁目四―一六八	平成二十七年十月十三日
都市政経研究会	佐々木 心	代表者の氏名	仙台市太白区八本松一―一五―一五	仙台市太白区長町六―一五―一五	平成二十七年九月一日
中山耕一後援会	畑谷 敬一	代表者の氏名	畑谷 敬一	坪子 正男	平成二十八年九月四日

○宮選管告示第五十四号

日本司法書士政治連盟宮城県会	丹野 敏夫	の氏名	所の所在地	仙台市宮城野区鉄砲町東四一六	三月十七日
長谷川洋一政策研究会あぶくま会	長谷川洋一	の氏名	の氏名	長谷川玲子	平成二十七年九月十九日
山山昌樹の会	山山 昌樹	の氏名	国会議員関係の団体	法第十九条の七に係る国会議員関係政治団体	平成二十八年三月一日
馬場勝彦後援会	佐藤 頼夫	の代表者	の代表者	佐藤 頼夫	平成二十八年二月一日
藤原益栄後援会	阿部 長喜	の代表者	の代表者	阿部 長喜	平成二十七年十二月十五日
三沢茂後援会	樋口 正雄	の代表者	の代表者	佐藤 靖	平成二十八年一月十日
宮城維新の会	吉田 良	の代表者	の代表者	名取市手倉田字八幡一六五一三	平成二十八年三月二十四日
宮城県商工政治連盟	佐藤 浩	の代表者	の代表者	佐藤 浩	平成二十七年七月一日
宮城県商工政治連盟石巻かほく支部	澤村 文雄	の代表者	の代表者	石巻市相野谷字本屋敷二七一〇	平成二十八年三月二十二日
宮城県商工政治連盟栗駒鷲沢支部	菅原 正樹	の代表者	の代表者	栗原市栗駒岩ヶ崎八日町六一一	平成二十七年六月一日
宮城県商工政治連盟蔵王支部	佐藤 正彦	の代表者	の代表者	佐藤 幸則	平成二十七年六月二十五日
宮城県商工政治連盟多賀城・七ヶ浜支部	安住 政之	の代表者	の代表者	山崎 澄義	平成二十七年五月二十三日
宮城野創政会	田村 稔	の代表者	の代表者	田村 温子	平成二十八年三月九日
吉田良後援会	吉田 良	の代表者	の代表者	名取市手倉田字八幡一六五一三	平成二十八年三月二十四日
渡辺ひろふみを支える会	渡辺 博史	の代表者	の代表者	仙台市青葉区水郷一〇二五	平成二十七年七月十三日

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十八年四月十九日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

吉田 良 平成二十八年一月二十七日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

高橋 忠 平成二十八年三月十日

越地 光雄 平成二十七年八月二十五日

佐藤 哲雄 平成二十七年十二月二十日

大槻 正俊 平成二十八年三月十四日

大庭 雅寛 平成二十八年二月十二日

伏見 公秀 平成二十八年三月二十日

齊藤 富美子 平成二十八年二月二十九日

八島 善治 平成二十八年三月十日

熊谷 善夫 平成二十八年三月三十一日

松村 守 平成二十八年三月三十一日

坂本 義也 平成二十七年十二月二十日

内田 博喜 平成二十六年十二月三十一日

阿部 春雄 平成二十八年三月二十二日

今野 昭三 平成二十六年十二月三十一日

虎川 太郎 平成二十八年二月二十九日

高橋 宗和 平成二十八年三月六日

高橋好夫後援会

遠田の未来をつくる会

中村いさお後援会

中村善吉後援会

日本共産党高見のり子後援会

日本共産党福島かずえ後援会

高橋 宗和 平成二十八年三月六日

大橋 信夫 平成二十七年八月十二日

中村 功 平成二十七年八月十二日

井馬 清 平成二十七年十二月二十三日

竹下 史朗 平成二十八年二月二十九日

佐藤 孝三 平成二十八年三月十五日

相沢ただし後援会	高橋 忠	平成二十八年三月十日
阿部けいや後援会	越地 光雄	平成二十七年八月二十五日
安細隆之後援会	佐藤 哲雄	平成二十七年十二月二十日
大槻正俊と共に21世紀の太白を考える会	大槻 正俊	平成二十八年三月十四日
大庭まさひろ後援会	大庭 雅寛	平成二十八年二月十二日
公の会	伏見 公秀	平成二十八年三月二十日
小野絹子後援会	齊藤 富美子	平成二十八年二月二十九日
かまた実後援会	八島 善治	平成二十八年三月十日
熊谷経済懇話会	熊谷 善夫	平成二十八年三月三十一日
熊谷よしお後援会	松村 守	平成二十八年三月三十一日
坂本義也後援会	坂本 義也	平成二十七年十二月二十日
佐藤清隆後援会	内田 博喜	平成二十六年十二月三十一日
しむら新一郎後援会	阿部 春雄	平成二十八年三月二十二日
鈴木昭一後援会	今野 昭三	平成二十六年十二月三十一日
高橋たくや後援会	虎川 太郎	平成二十八年二月二十九日
高橋好夫後援会	高橋 宗和	平成二十八年三月六日
遠田の未来をつくる会	大橋 信夫	平成二十七年八月十二日
中村いさお後援会	中村 功	平成二十七年八月十二日
中村善吉後援会	井馬 清	平成二十七年十二月二十三日
日本共産党高見のり子後援会	竹下 史朗	平成二十八年二月二十九日
日本共産党福島かずえ後援会	佐藤 孝三	平成二十八年三月十五日

ふしみ公秀の会 伏見 公秀 平成二十八年三月二十日
 放射能から子供を守る市民の会 石橋 章子 平成二十六年十月三十一日
 真壁茂信後援会 真壁 茂信 平成二十七年十二月二十日
 松田政治後援会 千葉 啓 平成二十六年一月三十日
 まつむら敬子後援会 松村 敬子 平成二十八年三月二十三日
 みねぎし淳一後援会 嶺岸 淳一 平成二十八年三月二十三日
 森久一後援会 森 久一 平成二十年十二月三十一日
 森久一後援会 森 茂喜 平成二十八年三月十八日
 谷津寿彦後援会 大槻 捷一 平成二十七年十二月一日
 夢実行市民の会塩竈みなど未来 勝又 実 平成二十七年十二月二十六日

○宮選管告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年四月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

公の会

資金管理団体の届出をした者の氏名 伏見 公秀

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員

報告年月日 28. 3. 22 (28. 3. 20解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

（その他の政治団体）

坂本義也後援会

報告年月日 28. 3. 14 (27. 12. 20解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

佐藤清隆後援会

報告年月日 28. 3. 16 (26. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

鈴木昭一後援会

報告年月日 28. 3. 25 (26. 12. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

ふしみ公秀の会

報告年月日 28. 3. 22 (28. 3. 20解散)

1 収入総額 166,134

前年繰越額 2,457

本年収入額 163,677

2 支出総額 166,134

3 本年収入の内訳

寄附 163,677

個人分 163,677

4 支出の内訳

経常経費 166,134

事務所費 166,134

5 寄附の内訳

〔個人分〕

伏見公秀 163,677 仙台市宮城野区

放射能から子供を守る市民の会

報告年月日 28. 3. 18 (26. 10. 31解散)

1 収入総額 534,620

前年繰越額 534,620

2 支出総額 0

松田政治後援会

報告年月日 28. 3. 14 (26. 1. 30解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

森久一後援会

報告年月日 28. 3. 22 (28. 3. 18解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○阿部輝和市長五十七年

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十八年四月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（政党の支部）

自由民主党宮城県衆議院支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 大久保三代

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日 28. 3. 18 (28. 2. 4解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

日本のところを大切にする党名取市議会第一支部

報告年月日 28. 3. 4 (28. 1. 27解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

（資金管理団体）

大槻正俊と共に21世紀の太白を考える会

資金管理団体の届出をした者の氏名 大槻 正俊

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員

報告年月日 28. 3. 24 (28. 3. 14解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

大庭まさひろ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 大庭 雅寛

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 28. 3. 1 (28. 2. 12解散)

- 1 収入総額 513,085
- 本年収入額 513,085

- 2 支出総額 513,085

3 本年収入の内訳

寄附 513,085

個人分 513,085

4 支出の内訳

経常経費 123,899

人件費 55,080

備品・消耗品費 63,319

事務所費 5,500

政治活動費 389,186

組織活動費 6,600

機関紙誌の発行その他の事業費 365,306

宣伝事業費 365,306

調査研究費 17,280

5 寄附の内訳

〔個人分〕

大庭雅寛 323,085 仙台市泉区

岩田茂治 100,000 仙台市若林区

年間五万円以下のもの 90,000

公の会

資金管理団体の届出をした者の氏名 伏見 公秀

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員

報告年月日 28. 3. 22 (28. 3. 20解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

熊谷経済懇話会 資金管理団体の届出をした者の氏名 熊谷 善夫 資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員 報告年月日 28. 3. 31 (28. 3. 31解散)	1 収入総額 2 支出総額 中村いさお後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 中村 功 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員 報告年月日 28. 3. 30 (27. 8. 12解散)	0 0 0	1 収入総額 2 支出総額 相沢ただし後援会 報告年月日 28. 3. 11 (28. 3. 10解散)	0 0
1 収入総額 2 支出総額 前年繰越額 本年収入額	486,048 386,048 100,000 486,048	0 0	1 収入総額 2 支出総額 阿部けいやは後援会 報告年月日 28. 2. 29 (27. 8. 25解散)	8,600 8,600 0
3 本年収入の内訳 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 自由民主党宮城県支部連合会	100,000 100,000	51,539 51,539	1 収入総額 前年繰越額 安瀬隆之後援会 報告年月日 28. 3. 28 (27. 12. 20解散)	0 0
4 支出の内訳 経常経費 人件費 備品・消耗品費	486,048 376,000 110,048	0 0 0	2 支出総額 小野絹子後援会 報告年月日 28. 3. 1 (28. 2. 29解散)	0
まつむら敬子後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 松村 敬子 資金管理団体の届出に係る公職の種類 多賀城市議会議員 報告年月日 28. 3. 23 (28. 3. 23解散)	1 収入総額 2 支出総額 みねぎし淳一後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 嶺岸 淳一 資金管理団体の届出に係る公職の種類 塩竈市議会議員 報告年月日 28. 3. 23 (28. 3. 23解散)	0 0 0	1 収入総額 前年繰越額 熊谷よしお後援会 報告年月日 28. 3. 31 (28. 3. 31解散)	2,236 2,236 0
			2 支出総額 3 支出の内訳	2,236 2,236

経常経費	2,236	遼田の未来をつくる会	
備品・消耗品費	2,236	報告年月日 28. 3. 30 (27. 8. 12解散)	
坂本義也後援会		1 収入総額	0
報告年月日 28. 3. 14 (27. 12. 20解散)		2 支出総額	0
1 収入総額	0	中村善吉後援会	
2 支出総額	0	報告年月日 28. 3. 28 (27. 12. 23解散)	
しむら新一郎後援会		1 収入総額	0
報告年月日 28. 3. 24 (28. 3. 22解散)		2 支出総額	0
1 収入総額	49,140	日本共産党高見のり子後援会	
前年繰越額	8,418	報告年月日 28. 3. 28 (28. 2. 29解散)	
本年収入額	40,722	1 収入総額	0
2 支出総額	49,140	2 支出総額	0
3 本年収入の内訳		日本共産党福島かずえ後援会	
寄附	40,722	報告年月日 28. 3. 28 (28. 3. 15解散)	
個人分	40,722	1 収入総額	0
4 支出の内訳		2 支出総額	0
政治活動費	49,140	ふしみ公秀の会	
機関紙誌の発行その他の事業費	49,140	報告年月日 28. 3. 22 (28. 3. 20解散)	
宣伝事業費	49,140	1 収入総額	75,552
5 寄附の内訳		本年収入額	75,552
〔個人分〕		2 支出総額	75,552
年間五万円以下のもの	40,722	3 本年収入の内訳	
高橋たくや後援会		寄附	75,552
報告年月日 28. 3. 1 (28. 2. 29解散)		個人分	75,552
1 収入総額	0	4 支出の内訳	
2 支出総額	0	経常経費	75,552
高橋好夫後援会		事務所費	75,552
報告年月日 28. 1. 26 (28. 3. 6解散)		5 寄附の内訳	
1 収入総額	227,701	〔個人分〕	
前年繰越額	227,701	伏見公秀	70,000 仙台市宮城野区
2 支出総額	0	年間五万円以下のもの	5,552

<p>真壁茂信後援会 報告年月日 28. 3. 18 (27. 12. 20解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>森久一後援会 報告年月日 28. 3. 22 (28. 3. 18解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>谷津寿彦後援会 報告年月日 28. 3. 28 (27. 12. 1解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>夢実行市民の会塩竈みなと未来 報告年月日 28. 3. 15 (27. 12. 26解散)</p> <p>1 収入総額 375,773 前年繰越額 320,826 本年収入額 54,947</p> <p>2 支出総額 375,773</p> <p>3 本年収入の内訳 寄附 54,947 個人分 54,947</p> <p>4 支出の内訳 経常経費 66,000 人件費 66,000 政治活動費 309,773 組織活動費 88,684 選挙関係費 221,089</p> <p>5 寄附の内訳 〔個人分〕 大橋英明 54,947 塩竈市 ○阿部輝和市長様(五十万円)</p>	<p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十八年四月十九日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>（政党の支部） 自由民主党宮城県衆議院支部 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号 公職の候補者の氏名 大久保三代 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 報告年月日 28. 3. 18 (28. 2. 4解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>日本のことを大切にする党名取市議会第一支部 報告年月日 28. 3. 4 (28. 1. 27解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>（資金管理団体） 大槻正俊と共に21世紀の太白を考える会 資金管理団体の届出をした者の氏名 大槻 正俊 資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員 報告年月日 28. 3. 24 (28. 3. 14解散)</p> <p>1 収入総額 0 2 支出総額 0</p> <p>大庭まさひろ後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 大庭 雅寛 資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員 資金管理団体の指定期間 1. 1～2. 12 報告年月日 28. 3. 4 (28. 2. 12解散)</p>
--	---

1	収入総額	4,176	みねぎし淳一後援会
	本年収入額	4,176	資金管理団体の届出をした者の氏名 嶺岸 淳一
2	支出総額	4,176	資金管理団体の届出に係る公職の種類 塩竈市議会議員
3	本年収入の内訳		報告年月日 28. 3. 23 (28. 3. 23解散)
	寄附	4,176	1 収入総額
	個人分	4,176	2 支出総額
4	支出の内訳		(その他の政治団体)
	政治活動費	4,176	相沢ただし後援会
	機関紙誌の発行その他の事業費	4,176	報告年月日 28. 3. 11 (28. 3. 10解散)
	宣伝事業費	4,176	1 収入総額
5	寄附の内訳		2 支出総額
	〔個人分〕		小野絹子後援会
	年間五万円以下のもの	4,176	報告年月日 28. 3. 1 (28. 2. 29解散)
	公の会		1 収入総額
	資金管理団体の届出をした者の氏名 伏見 公秀		2 支出総額
	資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員		かまた実後援会
	報告年月日 28. 3. 22 (28. 3. 20解散)		報告年月日 28. 3. 10 (28. 3. 10解散)
1	収入総額	0	1 収入総額
2	支出総額	0	2 支出総額
	熊谷経済懇話会		熊谷よしお後援会
	資金管理団体の届出をした者の氏名 熊谷 善夫		報告年月日 28. 3. 31 (28. 3. 31解散)
	資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員		1 収入総額
	報告年月日 28. 3. 31 (28. 3. 31解散)		2 支出総額
1	収入総額	0	しむら新一郎後援会
2	支出総額	0	報告年月日 28. 3. 24 (28. 3. 22解散)
	まつむら敬子後援会		1 収入総額
	資金管理団体の届出をした者の氏名 松村 敬子		2 支出総額
	資金管理団体の届出に係る公職の種類 多賀城市議会議員		高橋たくや後援会
	報告年月日 28. 3. 23 (28. 3. 23解散)		報告年月日 28. 3. 1 (28. 2. 29解散)
1	収入総額	0	1 収入総額
2	支出総額	0	2 支出総額

高橋好夫後援会
報告年月日 28. 3. 7 (28. 3. 6解散)
1 収入総額 227,701
前年繰越額 227,701
2 支出総額 0

日本共産党高見のり子後援会
報告年月日 28. 3. 28 (28. 2. 29解散)
1 収入総額 0
2 支出総額 0

日本共産党福島かずえ後援会
報告年月日 28. 3. 28 (28. 3. 15解散)
1 収入総額 0
2 支出総額 0

ふしみ公秀の会
報告年月日 28. 3. 22 (28. 3. 20解散)
1 収入総額 0
2 支出総額 0

森久一後援会
報告年月日 28. 3. 22 (28. 3. 18解散)
1 収入総額 0
2 支出総額 0

○宮選挙告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号及び同項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨及び資金管理団体がなくなった旨届出があった。
平成二十八年四月十九日

宮城県選挙管理委員会
委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 取消年月日
をした者の氏名

大槻 正俊 大槻正俊と共に21世紀の太白を考える会 平成二十八年三月十四日

大庭 雅寛 大庭まさひろ後援会 平成二十八年二月十二日
熊谷 善夫 熊谷経済懇話会 平成二十八年三月三十一日
中村 功 中村いさお後援会 平成二十七年八月十二日
島山 昌樹 島山昌樹の会 平成二十八年三月一日
伏見 公秀 公の会 平成二十八年三月二十日
松村 敬子 まつむら敬子後援会 平成二十八年三月二十三日
嶺岸 淳一 みねぎし淳一後援会 平成二十八年三月二十三日
森 久一 森久一後援会 平成二十年十二月三十一日
(二) 法第十九条第三項第二号による届出
資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 資金管理団体でなくなった年月日
をした者の氏名
佐々木 両道 都市政経研究会 平成二十七年九月四日

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第21号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。
平成28年4月19日

1 監査委員の報告日 宮城県監査委員 中 山 耕 一
平成28年2月18日 宮城県監査委員 坂 下 賢
2 通知のあった日 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子
平成28年3月23日 宮城県監査委員 成 田 由 加 里

3 監査委員の報告内容及び措置の内容
(一) 仙台北県税事務所
イ 監査委員の報告の内容

報 告 書 公 報 報 告 書

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H26年度収入未済額

現年度分 116,736,889円

過年度分 226,450,056円

合 計 343,186,945円

・H25年度収入未済額

現年度分 137,232,016円

過年度分 374,011,109円

合 計 511,243,125円

ロ 措置の内容

平成25年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成27年度県税事務運営」並びに当所の「平成27年度事務実施計画」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と県税収入の確保に努めた。

個人県民税については、管内町村と協働で滞納整理等を行う組織「チームT.O.T.O」の取組として、町村と協議の上、滞納整理対象事案を43件とし、町村徴税吏員の相互兼任と県税職員との町村併任制度を生かし、常に情報を密に交換しながら滞納額縮減に積極的に取り組んだ。また、「チームT.O.T.O」対象事案以外にも、従前から行ってきた共同催告・共同徴収に取り組んだほか、地方税法第48条に基づき直接徴収として、町村から9件引受けし徴収に努めるなど、町村支援のため各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、差押え中心の滞納整理を積極的に進め、自動車の集中差押えをはじめ、預貯金や給与等の債権差押えによる取立や捜索による不動産の差押え・引き揚げ等を実施した。また、引き揚げた不動産は市町村との合同公売会やインターネット公売に付して換価するなど、収入未済額の縮減に積極的に取り組んだ。

(2) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H26年度収入未済額

現年度分 125,106,153円

過年度分 396,167,165円

合 計 521,273,318円

・H25年度収入未済額

現年度分 131,854,644円

過年度分 506,243,228円

合 計 638,097,872円

ロ 措置の内容

平成25年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成27年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減を図るとともに、税収の確保に努めた。

個人県民税については、共同催告、合同捜索及び地方税法第48条による直接徴収を実施したほか、市町職員を対象とした研修会の開催や県税還付金の差押え支援など市町支援の各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、預貯金、給与等の債権を中心とした財産調査を積極的に進め、これらの調査結果を活用し、効果的な催告を行い自主納付に繋げるとともに、差押え等の滞納処分を実施した。

(3) 東部県税事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H26年度収入未済額

現年度分 42,707,069円

過年度分 144,382,907円

合 計 187,089,976円

・H25年度収入未済額

現年度分 80,399,219円

過年度分 117,170,662円

合 計 197,569,881円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成27年度県税事務運営」に基づき、次のとおり

収入未済額の縮減及び税収確保に努めた。

個人県民税については、登米市との住民税徴収対策会議及び東部県税事務所、東部県税事務所登米地域事務所、気仙沼県税事務所合同で管内市町職員を対象とした滞納処分研修会を開催するとともに、県税還付金差押え支援や税務関係者が集まる会合等において特別徴収義務者指定制の普及啓発を行った。また、宮城一斉滞納整理強化月間中においては、登米市長との連名による共同催告書の発送を行うなど、登米市の徴収対策を推進する支援に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、大口滞納者等の事案検討会を5回開催し、対応方針を確認・決定しながら、早期の住民税等財産調査を実施し、預貯金や給与を中心とした差押え等の滞納処分を積極的に行った。また、財産調査等の結果、資力のない滞納者については、滞納処分執行停止等を行うなど適切な債権管理に努めた。

(4) 保健環境センター

イ 監査委員の報告の内容

賃金において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらねばならない。

臨時職員の賃金について、支給定日を過ぎて支給していたもの。

・件数 4件

・金額 259,742円

ロ 措置の内容

再発防止のため、会計課で作成している会計事務例月処理カレンダーを活用し、班内職員間で声を掛け合い、迅速かつ適切に支払事務を行うとともに、今年度から導入している内部統制システムに基づき、状況確認、処理促進の声掛けと、相互チェックにより、適正な会計事務に努めることとした。

(5) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護扶助費返還金及び過誤払返納金において、収入未済であったので、収納促進と適切な債権管理を図らねばならない。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H26年度収入未済額

現年度分 6,331,290円

過年度分 42,580,317円

合 計 48,911,607円

・H25年度収入未済額

現年度分 5,777,476円

過年度分 42,927,586円

合 計 48,705,062円

○生活保護扶助費返還金

・H26年度収入未済額

現年度分 13,619,606円

過年度分 29,348,902円

合 計 42,968,508円

・H25年度収入未済額

現年度分 9,126,522円

過年度分 22,377,576円

合 計 31,504,098円

○過誤払返納金(生活保護扶助費返納金等)

・H26年度収入未済額

現年度分 259,581円

過年度分 870,489円

合 計 1,130,070円

・H25年度収入未済額

現年度分 5,483,361円

過年度分 322,128円

合 計 870,489円

ロ 措置の内容

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

平成27年4月に第1回母子父子寡婦福祉資金対策検討会を開催し、収入未済額縮減に向けた行動計画、取組方針、収入未済額縮減に当たっての職員の心構えを策定した。

収入未済額縮減に当たっては、滞納発生後の未然防止策と滞納発生後の回収策を実施した。

未然防止策としては、貸付申請時に借受人、連帯借受人、連帯保証人と面接し、資金計画の

精査等を行うとともに、償還開始前にも借受人等との面接を行い償還についての意識付けを

行った。

滞納発生後は、速やかに督促や電話・訪問等による償還指導を行うとともに、未償還の理由を把握し、償還方法の変更等を提案したほか、少額でも継続的な納入が有効である場合には、分納により納入を促進した。また、集中取組期間を設定し、電話・文書・家庭訪問を効果的に組み合わせた償還指導や職場訪問を実施した。

なお、平成28年2月に第2回検討会を開催し、今後の取組として夜間徴収体制の強化を図ることとし、夜間電話催告・訪問指導を実施した。

・平成26年度分収入未済額の処理状況

平成26年度収入未済額	48,911,607円
収入済額	5,465,119円
不納欠損額	0円
平成28年1月末収入未済額	43,446,488円

○生活保護扶助費返還金

生活保護扶助費返還金の収入未済額については、各地区担当ケースワーカーが定期的に家庭訪問をして督促や納入指導を粘り強く行い、収入未済の解消を図った。必要に応じて、履行延期の手續について指導助言を行い、分割納入による収入未済解消に努めた。また、毎月、生活支援第一班と生活支援第二班との副所長等を交えた生活保護定例班会議において、収入未済者の一覧表を配布して督促や納入状況を確認することで、職員の収入未済に対する意識を向上させ、収入未済の解消に努めた。さらに、新たな返還金が発生しないように被保護世帯の状況を適切に把握するとともに、被保護者に対しては、年度初めに「生活保護のしおり」を配布し適切な収入申告について指導を徹底した。また、11月に「仙台保健福祉事務所返還金等納入事務実施要領」を定め、適正な債権管理と収入未済の解消に努めた。

・平成26年度分収入未済額の処理状況

平成26年度収入未済額	42,968,508円
収入済額	1,775,011円
不納欠損額	0円
平成28年1月末現在収入未済額	41,193,497円

○過誤払返納金

被保護者の死亡や転出等により生活保護費に過給が発生し、返還金が生じたものである。生活保護扶助費返還金と同様に、督促や返還の指導を徹底し、収入未済の解消に努めた。今後とも継続して返還の解消に努めるとともに、新たな返還金が発生しないよう定期的な家庭訪問を行い被保護者の生活及び収入状況の把握に努めていく。

・平成26年度分収入未済額の処理状況

平成26年度収入未済額	1,130,070円
収入済額	0円
不納欠損額	0円
平成28年1月末現在収入未済額	1,130,070円

(6) 北部保健福祉事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、調定遺漏が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、年度末の未収金に係る調定を行わなかったもの。

・件数 1件

・調定遺漏金額 466,000円

ロ 措置の内容

監査委員事務局の指導に基づき、即日、過年度分における調定及び今後の処理について会計課に確認したところ、過年度分については、平成25年度の出納閉鎖後に一括調定すべきであったが、既に週及処理はできないことから、現時点での残債分の一括調定を行い処理されたい、との回答を得て、指導に基づき、即日、現時点での残債全額(466,000円)の調定を行った。

今後の対応としては、引き続き債権の適正な管理及び履行の確保に当たるとともに、内部統制システムの活用などにより再発防止を図り、適正な事務処理に努めていく。

・平成27年度処理状況

調定額	466,000円
収入済額	50,000円
平成28年1月末現在収入未済額	416,000円

(7) 東部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H26年度収入未済額

報 告 書

<p>現年度分 2,682,225円 過年度分 11,927,585円 合 計 14,609,810円</p> <p>・H25年度収入未済額</p> <p>現年度分 4,002,285円 過年度分 9,735,890円 合 計 13,738,175円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>○母子寡婦福祉資金貸付金償還金 未納者に対して、督促状による通知後、電話、文書及び直接訪問による償還指導を行っている。</p> <p>未納者の中には、心身不調の問題を抱えたり、経済的に不安定な家庭も多く、償還が滞る家庭が見受けられるが、今後も引き続き未納者に寄り添った指導を行うとともに、分納等、柔軟に対応していく。</p> <p>また、所内に未済金に係る個別具体的な対応策を検討する未済金対策会議を設立し、今年度は11月と2月に強化月間を設定した。県庁からの注意文書と同時期に催告書を送付し、男性職員の同行訪問等を実施したところ、数年間連絡が取れなかった未納者と接触することができ、償還に繋がった。</p> <p>さらに、貸付後償還開始前も、在学証明書や住所変更届、現況調査等の提出について働きかけ、状況の変化を予め把握することで、早い段階から収入未済の発生防止に努める。</p> <p>・平成26年度収入未済額の処理状況</p> <p>平成26年度収入未済額 14,609,810円 収入済額 2,076,349円 不納欠損額 0円 平成28年1月末現在収入未済額 12,533,461円</p> <p>(8) 水産技術総合センター イ 監査委員の報告の内容 報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。 (内容) 非常勤職員の報酬について、支給定日を過ぎて支給していたもの。 ・件数 1件</p>	<p>・金額 119,727円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>担当者及び出納員が、会計事務例月処理カレンダーによるチェックを徹底するとともに、出納員が担当者へ定期的に声掛けを行うこととしたほか、非常勤職員の報酬（支給定日21日）の事務処理を、臨時職員の賃金（支給定日10日）の支払事務処理時期と合わせることで、処理漏れの防止を図った。</p> <p>(9) 仙台塩釜港湾事務所 イ 監査委員の報告の内容 港湾施設使用料（水域占用料）の徴収において、督促を行わないため延滞金を徴収できなかったものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。 (内容) ・件数 1件 ・調定金額 400,580円 ・延滞金額 28,000円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>会計事務に関する認識不足による複数のミスが重なったため発生した不適切な事務処理であったことから、今後は、会計事務担当職員と許認可事務担当者間の連携を密にし、会計制度に関する知識の習得及び適切な会計事務の執行に努める。</p> <p>また、財務システム出力帳票等を活用して事務処理状況や対応策を複数の目で確認するなど、内部統制の周知徹底により会計事務等のチェック体制を強化するとともに、関係法令等の遵守や公金の取扱いについて注意喚起を行った。</p>
--	---